

京都市情報公開審査会答申第96号の概要

答申年月日	平成22年3月8日
請求内容	特定の医療機関の臨時立入調査結果及び改善計画に係る文書
所管課	保健福祉局保健衛生推進室医務審査課
所管課の決定	一部公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第1号該当性について</p> <p>(1) 公文書1 医療相談受付票のうち「個人を特定し得る部分」や検査結果報告のうち「特定の医療機関の従業員又は患者の氏名」などは、公開すると、個人のプライバシーを侵害するおそれがある。一方、原処分の非公開部分のうち、これらの非公開部分以外の部分は異議申立てを認容する予定である。</p> <p>(2) 公文書2 内部の説明資料のうち「臨時立入検査を行うに至った経過の部分」は、当該情報は全体として、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがある。</p> <p>2 条例第7条第2号該当性について</p> <p>(1) 公文書1 医療相談受付票のうち「客観的事実であるかどうか不明な部分」や検査結果報告のうち「特定の医療機関内の体制や管理運営に関わる部分」などは、公開すると、当該医療機関の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を害すると認められる。一方、原処分の非公開部分のうち、これらの非公開部分以外の部分は異議申立てを認容する予定である。</p> <p>(2) 公文書2 内部の説明資料のうち「臨時立入検査を行うに至った経過の部分」は、異議申立人の主張を認容する予定である。</p>
不服申立人の主張	<p>1 条例第7条第1号該当性について 法律上この非公開事項が想定されていることは概念的には理解しているため、個人情報に関する部分はその理由を含めて異議がない。</p> <p>2 条例第7条第2号該当性について</p> <p>(1) 検査の全貌を把握し、理解するためには法人等に関する情報の部分も極めて重要な一部分と考えられる。</p> <p>(2) 検査の一環として行われた事情聴取の応答の中で、特定の医療機関に関する事実でない感想や評価等の発言、言及が仮になされたとしても、それがなぜ条例第7条第2号に該当するのか。一見、法人等のマイナス評価につながると考えられる情報もすべて画一的・機械的に非公開情報に該当しない。</p> <p>(3) 医療機関は、競争原理に基づいて事業経済活動を行う一般の会社や企業等とはその使命を全く異にしている。医療機関に関する情報は究極、適正な医療や生命の安全に関するものであり、広く公開されるべきである。</p> <p>(4) 条例上では「明らかに害する」と規定されているように、その被害発生の蓋然性をも要件としているにもかかわらず、これを無視している。</p>
審査会の判断	<p>1 本件公文書について 本件公文書は、特定の医療機関に対して臨時立入検査を実施し、医療法上不適切と認められる事項について、その旨を通知し、改善計画書等の提出を求める決</p>

裁文書である公文書1及び本市の求めに応じて当該医療機関から提出された改善計画書等の供覧文書である公文書2からなっている。

公文書1の具体的な事項は、医療法に適合しない項目及び理由、臨時立入検査を行うに至った経過、立入検査の概要（検査日時、検査担当者、検査方法、検査結果等）、立入検査を実施した際の特定の医療機関職員からの聞き取り内容（役職、勤務状況、意見、患者の状況、管理運営方法）等であり、公文書2の具体的な事項は、臨時立入検査を行うに至った経過、臨時立入検査を行った際の指摘事項、医療機関の不適合事項に対する改善策等が記載されているのが認められる。

2 審議の対象について

審査会では、実施機関が非公開とした部分のうち、「実施機関が異議申立てを認容する予定の部分」及び「公文書公開請求の対象外として処理すべき部分」などを除いた部分が条例の非公開事項に該当するかどうかの検討を行う。

3 条例第7条第1号該当性について（公文書1）

(1) 医療相談受付票のうち「相談者」の欄及び「対応状況」の欄の一部については、公開すると、個人が特定され、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると考えられるため、条例第7条第1号に該当する。

(2) 京都府から提供された告発内容は、京都市が臨時立入検査を実施する契機となった情報が含まれているのが認められ、検査過程の実態を解明するうえでできる限り公開すべき情報である。

京都府から提供された告発内容のうち、「個人を特定し得る部分」は、公開すると、個人のプライバシーを侵害するおそれがあると考えられるため、条例第7条第1号に該当する。また、告発内容の中には「特定の医療機関の職員の評価に関する情報」が含まれており、当該情報は客観的事実でかつ一般的な内容であるとの推定が及ばない記載内容となっており、公開すると、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがないとはいえないと考えられるため、条例第7条第1号に該当する。

(3) 検査結果報告のうち「特定の医療機関の従業員又は患者の氏名」及び「従業員の人事異動又は退職の時期や内容」など個人を特定し得る部分は、直接的に特定の個人が識別されるもの、又は、特定の個人が直接識別できる情報ではないが、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人が識別されるものが含まれていることが認められ、公開すると、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあると考えられるため、条例第7条第1号に該当する。

(4) 検査結果報告のうち「特定の医療機関の職員の言動、評価に関する情報に係る当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれのある部分」は、客観的事実でかつ一般的な内容であるとの推定が及ばない記載内容となっており、公開すると、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがないとはいえないと考えられるため、条例第7条第1号に該当する。

4 条例第7条第1号該当性について（公文書2）

内部の説明資料のうち、「臨時立入検査を行うに至った経過の部分」は、「個人を特定し得る部分」と「個人を特定し得ない部分」が含まれているのが認められる。京都市が臨時立入検査を実施する契機となった当該情報は、検査過程の実態を解明するうえでできる限り公開すべき情報であり、「個人を特定し得る部分」

を非公開とすれば、その他の部分を公開しても、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとは考えられない。したがって、「個人を特定し得る部分」は条例第7条第1号に該当するがその他の部分は該当しない。

5 条例第7条第2号該当性について（公文書1）

(1) 医療相談受付票告発内容のうち「客観的事実であるかどうか不明な部分」及び京都府から提供された告発内容について

ア たしかに、不正事実の告発等と称して嫌がらせ目的の根拠のない内容が記載された文書をそのまま公開されることによって、結果として事業者等の信用を棄損し、風評被害が生じる可能性は一般的には否定できないため、個別具体的に告発の対象となっている被害発生 の蓋然性について検討する必要がある。

イ そこで、本件公文書に関して検討すると、仮に告発内容の部分だけが公開されれば、検査結果報告とは別個に告発内容の部分だけが独り歩きをし、予期せぬ事態となり、特定の医療機関に不当な影響を及ぼす余地は否定できない。

ウ しかしながら、本件公文書は立入検査の契機となった告発内容とともに、疑義のある部分も含めて京都市として行った検査過程、検査結果報告がすべて一体となっている。したがって、少なくとも本事案に関しては、客観的事実であるかどうか不明であるという一点のみをもって、公開することにより、予期せぬ事態となり当該医療機関に不当な影響を及ぼすとは考えられない。また、当該医療機関が民間企業とはいえ、医療法に基づき設立された公益性の高い法人であることを考慮すると、公開により生じる影響は受忍限度の範囲内にあると考えられるため、当該情報は、条例第7条第2号に該当しない。

(2) 検査結果報告のうち「特定の医療機関の従業員からの聴取内容に係る当該医療機関内の体制や管理運営に関わる部分」について

ア たしかに、一民間法人の専ら内部に関する情報は、典型的な条例第7条第2号で非公開として保護する法益があると推定されるが、一律に形式的に内部情報であることのみをもって非公開と判断するのは妥当ではなく、その医療機関の性格や置かれている立場はどうか、当該情報が医療機関に関する一般的な内容なのか、特定の医療機関に関する具体的な内容なのか、公開される受忍限度の範囲内にあるか、などを考慮し、総合的な見地から慎重に判断することが必要である。

イ 当該医療機関は医療法に基づき設立された公益性の高い法人ではあるが、当該情報が一般的な内容であると社会通念上考えられるかどうかは断定しがたく、また、苦情・告発が相当程度ある状況であるとか、新聞報道等により公になっているなど特段の事情もなく、公開される受忍限度の範囲内にあるとは考えられないため、当該情報は、条例第7条第2号に該当する。